

山口地方裁判所委員会（第24回）議事概要

- 1 日時 平成27年2月17日（火）午後2時から午後4時まで
- 2 場所 山口地方裁判所大会議室
- 3 出席者
 - (1) 山口地方裁判所委員会委員（五十音順，敬称略）
石塚隆雄，宇田川基，大寄淳，田中俊彦，玉峰豊，中山修身，矢次巧，
山元浩，湯木和則，豊嘉哲
 - (2) オブザーバー
民事部総括裁判官，民事首席書記官，民事次席書記官
 - (3) 説明者
民事部総括裁判官，民事首席書記官
 - (4) 事務担当者
事務局長，総務課長，総務課課長補佐，庶務係長
- 4 議事の概要
 - (1) 委員長挨拶
 - (2) 報告「第23回山口地方裁判所委員会での御意見を踏まえた取組について」（総務課長）
 - (3) 議題「民事事件における専門的知見の活用等について」
 - ア 民事裁判手続の概要について（民事部総括裁判官による基調説明）
 - イ 民事事件における専門的知見の活用等について（民事首席書記官による基調説明）
 - ウ テレビ会議システムの運用について（ラウンドテーブル法廷での説明）
 - エ 意見交換
意見交換の要旨は別紙のとおり
 - (4) 次回の意見交換のテーマについて
「裁判員裁判の広報について」をテーマに意見交換を行うことになった。

(5) 次回開催日の決定

平成27年6月8日（月）午後3時

(別紙)

「民事事件における専門的知見の活用等について」に関する意見交換の要旨

(発言者：◎委員長，○委員)

○ 専門委員があまり利用されていないのは，弁護士の側に本当にその人は大丈夫かという警戒感があると思う。文献がないが素人にはよく分からない事柄についてうまく説明でき，中立性がありかつ信用できる人が専門委員にいとよい。

○ 我々裁判官が，証拠を見ても専門知識がないと理解できないようなものがあつた場合に，専門家に分かりやすく説明してもらい，裁判所と原告，被告の三者共通で理解できるようにするための制度である。

専門家の意見が正しいかどうかについては，例えば，鑑定で同じ分野でも知識経験が違う別の人によれば別の結果が出るというのは珍しいことではないため，裁判官は鑑定結果を絶対的なものだとは考えていない。他の証拠とも照らしあわせて合理性を基礎づけるものかどうかを判断している。

○ 法曹関係以外の委員の方に聞いてみたいが，医療や建築のような明らかな専門訴訟以外にも，裁判所に出る案件は多種多様である。世間一般の人が持っている専門訴訟のイメージはどのようなものか。

○ 私は民事訴訟をどういう風に理解したらいいかよく分からないところがある。専門委員については一つの案件に2人入ってもいいのではないかと思った。

全国の商工会議所では大手企業を退職された方に声をかけ，自分の専門分野について登録する制度を作っていて，全国的に2,000人から3,000人の方が登録されている。

○ 法曹三者というのは法律の専門家だが，そういう人だけに任せたくない案件はどのようなものがあるか。経験上，日常的な案件でも法律の専門家だけ

でやっていていいのかと思ったことがある。

- 実際に問題があるときは当事者同士の話し合いにより解決されるのが一番であり、多くはそういう形で解決されていると思う。裁判所にはどうしようもないときに行くということだと思う。

専門委員を使うときに、原告や被告の意見を聞くというのはどういうことか。

- 強く反対する人がいると専門委員をうまく活用できない可能性があるし、専門委員を使わずに自分たちの主張立証だけでやってほしいという意見が出ることもある。反対があるのに無理に付けるというわけではない。実際には専門委員の知識が三者の利益になるというのが前提で、意見を聞いた上で具体的な状況を見て判断している。
- 県の消費生活センターの現状について御紹介したい。専門的知識が必要なものとしては、医療、建築、金融商品、IT、携帯モバイルなどが考えられる。医療は平成26年の4月から12月までで50件ほど相談があった。専門的知識が必要な場合は、県の健康福祉部に医療安全支援センターというところがあり、苦情相談を含めてそちらを紹介している。建築関係は120件で、弁護士による無料相談かADRの住宅紛争処理センターを紹介している。住宅紛争処理センターは電話で一級建築士が受け、場合によっては弁護士と一緒に相談を受けてくれる。金融商品やIT、モバイル等については件数は調べてきていないが、専門家の弁護士やITのメーカーから講師に来てもらって研修会を実施し、職員や相談員の知識を向上させている。ただし、センターの場合は裁判所と違い法的に結論を出すところではなく助言となる。
- 専門委員制度を使わない場合には裁判所が事実上専門家を呼ばなくても分かるという判断をしているということか。
- 当事者にまず主張立証をしてもらうが、その中で文献もたくさん出てくる

ので、その中に科学的知見が出ていればそれを基礎にし、更に補充してもらう必要があるかどうかというところで判断している。

- 裁判所が分かるというのは何によって分かるのか、という点に疑問がある。
- 裁判所に必要なのどこに争いがあるかということで、原告の主張と被告の認否で争いになっている範囲が狭まってきたときに、それぞれの主張が噛み合っていれば問題ないが、噛み合っていないときや何か疑問があるときは専門家に聞き、例えばその数値は関係あるかどうか等を聞くことにより、争点を絞ることができる。裁判所は医学的に客観的に見てどこが問題かではなく、裁判でどこが問題になっているかを見ているのでやや見方が違うのかもしれない。
- 双方に争いがないように見えたが、専門委員に聞いたところ別の点が問題となったことがある。交通事故と既往症であるがんの因果関係が争点となった事案で、専門委員にどういう鑑定をするべきか聞いたところ、別の内臓のデータも見るように言われ、別の内臓のデータも含めた鑑定事項にした。専門委員に議論の位置付けが正しいかどうかを見てもらう必要がある。そういう点では医療と建築だけではないのかなと思う。
- マスコミの人間も長期の取材によって蓄積をして専門家になることがあるが、基本的には素人なので専門家に聞いて取材をする。争いになるようなことがあれば、それぞれの立場の専門家に話を聞いた上で判断したり、記事を書いたりする。これを裁判に当てはめてみると、原告被告のそれぞれが弁護士に相談するなりして専門家に頼むということかと思う。その中で専門委員制度は基本的には必要だと思うし、その人数や分野のバリエーションも必要だと思うが、一番気になるのは専門委員の立場である。裁判官のサポートをするいわば公正中立な立場ということだが、医者であれば同じ医者の側とか、同じ医師会とか医局の人に肩入れしてしまう可能性がある。先程意見を述べ

るのではなく翻訳だという話があったが、専門委員による翻訳や論点整理は裁判を左右することがあると思う。そうすると無条件に信頼するのではなく、どういう専門委員に頼むかについては、しがらみがある人を避ける等、非常に慎重な運用が必要だと思う。同じ分野の人でもスタンスの違う人を用意する方がいいと思う。

◎ 検察庁は専門的な事柄について何か意見はあるか。

○ 検察庁では捜査や処分に当たり、専門的な意見を聞くことがある。司法解剖にしても、医師から死因や犯行状況や凶器の性状を聞いたりすることがあるし、精神鑑定をお願いすることもある。交通事故であれば科捜研の意見もあるが、第三者の専門家から事故状況、速度や態様について意見を聴取することもある。

当事者から専門委員の選任申立てあるいは職権発動を促すというようなものはあるか。

○ 申立てはできない。当事者の意見は聞くが、裁判所に必要なものということで選任する。実際は選任の前に話し合いがされている。

○ 当事者ががんばるとというのが民事裁判の根本にはある。その補充をするのが専門委員であり、そのバランスが重要なのかなと思う。

○ 鑑定の内容を詰めるのに専門委員を使ったりするが、そのときに新たに問題が出ることもあり、それよりもっと前から関与してもらう方が円滑に審理ができたという反省が生まれることもあるかもしれない。民事裁判ではほとんど法廷ではなく準備室というところを使い、同じテーブルで議論し、説明を聞きながら資料を出してもらい進めていくが、そういう中に専門委員に入ってもらえばうまくいくという理念である。しかし、人数や管内に専門家がない場合の手續など、必ずしも使い勝手がよくないかもしれないため、より使おうとするなら、より幅広く容易に使えるようにしていった方がいいか

もしれない。

- 民事の構造からすれば、両方の代理人ががんばっているいろいろなものを収集し、裁判官の前でぶつけ合えばいいんだと思う。専門委員制度は仕組みとして円滑にいつていると思う。それはなぜかと言うと裁判官が信頼されているからであり、当事者である我々が専門家のところに行くと、事件に巻き込まれるのではとか疑われながらお願いすることになる。最後は裁判所の持っている中立的な専門委員に聞いて整理したいという部分はある。そういう意味で先程話のあった商工会議所や消費生活センターのようなところで持っている専門家を我々がお願いしやすい仕組みがあるといいと思う。
- ◎ 医学鑑定の場合は医療機関の協力を得て推薦してもらおうネットワークシステムが各裁判所にあるが、専門委員や鑑定人をどうやって確保するかが一番大きな課題である。医学鑑定以外はそういうネットワークはなく、そういう点で何か意見はないか。
- 独立行政法人製品評価技術基盤機構というのは頼んだら見てもらえるか。
- 経産省の外郭機関であり、例えばストーブとかの事故があった時に原因を解析したりするところだが、世の中全体の役に立つようにという仕組みであり、個別の事故に関して依頼者に個別の鑑定を示す機関ではない。
- ◎ 大学では何かないか。
- 大学よりも学会に頼む方が確実だと思う。大学の誰かに聞いてそういう学会を探してもらうのも手だと思う。
- ◎ 一般的な専門家の方に裁判所から頼まれたら嫌というイメージはあるか。
- やはり一般の人にはプレッシャーはあると思う。逆に自分の専門性を活かしたいという人もいるとは思う。あとはどうやって発掘をするかという方法だと思う。
- 東京の裁判所には専門部があり、専門部にいる裁判官は専門性が高い裁判

官になる。また，東京や大阪なら専門性のある弁護士もいる。しかし，山口ではそうもいかず，こういったところの裁判は苦しいと，東京とか大阪とかは恵まれているというところを理解してもらえると田舎の弁護士としては助かる。

以 上